

新				旧			
(健診費用補助基準)				(健診費用補助基準)			
第1条	健診費用の組合での補助基準は次のとおりとする。			第1条	健診費用の組合での補助基準は次のとおりとする。		
健診の種類	年齢	区分	費用補助基準(上限額)	健診の種類	年齢	区分	費用補助基準(上限額)
(1) 一般健診	34歳以下	被扶養者	個人負担額を1,000円とし、超過分を組合負担とする。	(1) 一般健診	34歳以下	被扶養者	個人負担額を1,000円とし、超過分を組合負担とする。
		任継	全額組合負担とする。			任継	全額個人負担とする。
		任継扶養者	個人負担額を1,000円とし、超過分を組合負担とする。			任継扶養者	全額個人負担とする。
		一般	会社負担分を超えた全額を組合負担とする。			一般	会社負担分を超えた全額を組合負担とする。
(2) 生活習慣病予防健診	35歳以上	被扶養者	全額組合負担とする。	(2) 生活習慣病予防健診	35歳以上	被扶養者	全額組合負担とする。
		任継	全額組合負担とする。			任継	全額個人負担とする。
		任継扶養者	全額組合負担とする。			任継扶養者	全額個人負担とする。
		養者	全額個人負担とする。			養者	全額個人負担とする。